

保証業務の流れ

迅速・的確な業務の遂行で、中小企業・小規模事業者の安定と発展に貢献します



信用保証協会の窓口で、創業予定者や中小企業者等からの保証相談を受けています。

中小企業者等が信用保証の申込をする場合、信用保証協会の窓口あるいは商工団体・地方公共団体等を通じて申込む方法(幹旋保証)と、金融機関に対して保証付融資を申込む方法(金融機関経由保証)の2通りがあります。

これは金融機関と中小企業者等を信用保証協会が結び付けるという「幹旋保証」のメリットと、保証手続きの迅速化を図るという「経由保証」のメリットのいずれをも活かすために併存させているものです。いずれの方法においても、信用保証委託申込書等の必要書類一式を提出していただきます。

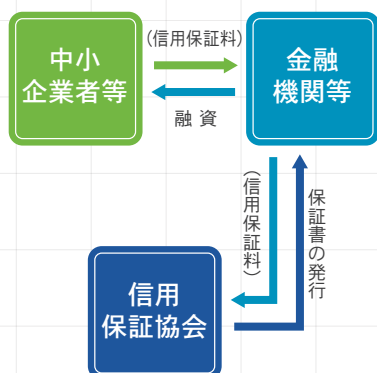
保証の申込を受けた信用保証協会は、経営者の人柄、企業の将来性や発展性、財務内容、返済能力等について総合的に信用調査を行います。この信用調査は中小企業者等の信用力を最大限に引き出すために行うもので、現地調査や面談調査などにより行います。信用調査の結果に基づき、保証の諾否についての審査を行います。





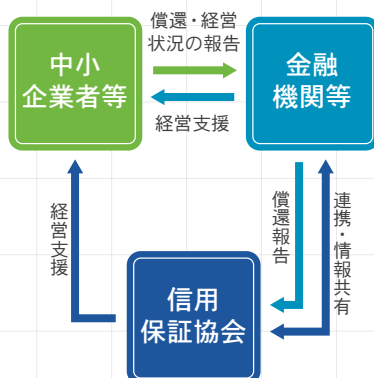
審査の結果、保証承諾する場合は、金融機関宛てに「保証書」を発行します。金融機関ではこの保証書に基づいて融資を実行します。融資の際には、金融機関が定める所定金利とともに、保証内容によって定められた信用保証料が必要となります。この信用保証料は、日本政策金融公庫に対する保険料や信用保証協会を運営する上で必要な費用等に充当します。

※信用保証協会の役割は融資を保証することであり、信用保証協会が直接、中小企業者等への融資を実行するわけではありません。



融資を受けた中小企業者等は、金融機関との約定に沿って債務を償還(返済)します。

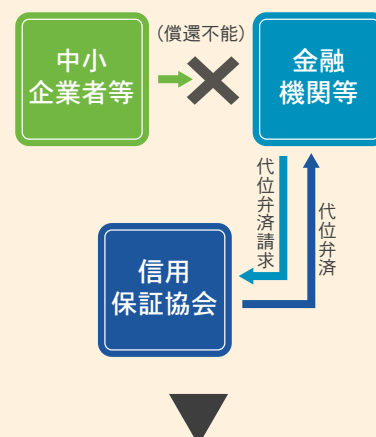
信用保証協会は、保証後も中小企業者等への訪問等による経営状況の継続的な把握や、金融機関・関係機関との連携・情報共有により、状況に応じた適切な経営支援に努めます。



返済が困難となった場合

代位弁済

倒産などの事由により中小企業者等が債務を返済できない事態(償還不能)となった場合、信用保証協会では償還不能になった元金の一部または全部、および一定範囲内の利息を中小企業者等に代わって金融機関に支払います。これを「代位弁済」といいます。代位弁済が行われると、金融機関に代わり信用保証協会が債権者となります。



回収

代位弁済後、信用保証協会は代位弁済額の一定割合を日本政策金融公庫から受領し、中小企業者等からの債権回収の義務を負います。信用保証協会では中小企業者等の実情に応じて債権の回収を図り、回収金を填補された割合に応じて日本政策金融公庫に返納します。この債権を「求償権」と呼び、求償権回収は信用保証協会の大切な業務となっています。



信用保証の利用について

企業規模

法人は、資本金または常時使用する従業員数のどちらか一方（特定非営利活動法人（NPO法人）は常時使用する従業員数）が下表に該当すればご利用いただけます。

個人事業者は、常時使用する従業員数が下表に該当すればご利用いただけます。

業 種	資 本 金	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運送業、不動産業、旅行業 等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業、飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

政令特例業種については下表のとおりです（特定非営利活動法人（NPO法人）には適用されません）。

政令特例業種	資 本 金	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業 （自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業 ならびに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

※生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、従業員数に含まれません。

※組合は当該組合が保証対象業種を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。

※医療法人、医業を主たる事業とする社会福祉法人等は、常時使用する従業員数が300人以下の場合は対象となります。

業 種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただくことができます。

ただし、農業・林業・漁業・金融・保険業、公序良俗に反する風俗関連営業等、宗教・政治・経済・文化団体、その他当協会が支援するのは難しいと判断した業種等についてはご利用いただくことができません。

また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

所在地

個人の場合は、現に居住している住居または事業所を兵庫県内に有している方を対象としています。

法人の場合は、事業実態のある本店または事業所を兵庫県内に有している先を対象としています。

ただし、自治体融資制度の場合は、それぞれの制度の定めるところによります。

業 歴

客観的に事業を行っていることが明らかな方を対象としています。
ただし、自治体融資制度の場合は、それぞれの制度の定めるところによります。
なお、創業関連保証については、創業前から対象となる場合があります。

保証限度額

個人・会社・医療法人	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

※上記の保証限度額のうち、無担保保証の限度額は8,000万円です。

保証期間

個別の案件によって判断しますので、ご相談ください。
なお、特別な保険を利用した保証制度や特定の目的を持って創設された保証制度、県・市町の融資制度等については、それぞれの制度の定めるところによります。

資金使途

事業に必要な「運転資金」と「設備資金」に限られます。

連帯保証人

次のような場合を除き、原則として法人の代表者以外の連帯保証人は不要です。

- ①代表者(又は事業者)以外で実質的な経営権を有している方が連帯保証人となる場合
- ②財務内容その他の経営状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合

なお、金融機関との連携、財務状況、保全十分な担保提供等、一定の要件を満たしている場合に経営者保証を不要とする取扱いが可能となっています。

担 保

必要に応じて、不動産または有価証券などを提供していただきます。

責任共有制度について

責任共有制度の導入について

保証協会の保証付融資については、原則として保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業者等に対する適切な支援を行うこと等を目的とした「責任共有制度」を導入しています。

1. 責任共有制度の概要

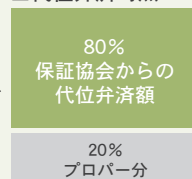
金融機関は部分保証方式(金融機関が行う融資額の一定割合を保証する方式)、または負担金方式(金融機関の過去の制度利用実績(代位弁済率等)に基づき一定の負担金を支払う方式)のいずれかの方式を選択することとなり、金融機関の負担割合は20%となります。

[部分保証方式の場合]

■保証時点



■代位弁済時点



金融機関は80%部分の保証部分について、保証協会から代位弁済を受けますが、残りの20%については金融機関の負担となります。

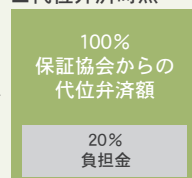
◆保証金額＝融資金額×80%

[負担金方式の場合]

■保証時点



■代位弁済時点



金融機関は全額(100%)を保証協会から代位弁済を受けますが、事後的に20%の負担金を保証協会に支払うこととなります。

◆負担金＝
$$\frac{\text{保証債務平均残高(X期)}}{\text{代位弁済額(Y期)} - \text{不動産担保回収に関する額(Y期)}} \times 20\%$$

※X期は原則として半期。なお、当該平均残高は平成19年10月以降に保証協会が申込受付し、保証承諾したものに限り。

※Y期はX期よりも以前の期間であり、原則として半期。なお、制度利用実績率を構成する数値はいずれも平成19年7月以降に申込受付し、保証承諾したものに限り。

※金融機関がいずれの方式を選択しているかによって、ご利用の際の保証料や保証金額に影響することはありません。

※部分保証を前提に創設された保証制度(特定社債保証、流動資産担保融資保証)については、金融機関の選択する方式にかかわらず部分保証となります。

2. 責任共有制度の対象とならない保証

原則すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に除外される制度があります。具体的には、次の保証制度が責任共有制度の対象外となっています。

◎対象除外

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①経営安定関連保証(セーフティネット保証)1号～4号、6号 ②危機関連保証 ③災害関係保証 ④創業関連保証(再挑戦支援保証を含む) ⑤特別小口保険に係る保証 ⑥事業再生保証 ⑦小口零細企業保証 | <ul style="list-style-type: none"> ⑧求償権消滅保証
(流動資産担保融資保証等、部分保証を要件とする保険を利用した場合を除く) ⑨破綻金融機関等関連特別保証(中堅企業特別保証) ⑩東日本大震災復興緊急保証 ⑪経営力強化保証(責任共有対象外保証を残高と同額以内で借換する場合) ⑫経営改善サポート保証(責任共有対象外保証を残高と同額以内で借換する場合) |
|--|---|

(注) 特定非営利活動法人(NPO法人)は一部利用できないものがあります。

信用保証料①

保証料率

信用保証協会の保証によって融資を受けた場合は、保証利用の対価として信用保証料をお支払いいただきます。信用保証料は、信用保険料や経費など信用保証制度を健全に運営するうえで必要な費用に充当されます。保証料率は、平成18年4月から中小企業者等の経営状況に応じた9区分の体系に改定しました(現在の責任共有外保証料率を適用)。平成19年10月の「責任共有制度」導入以降、現在の保証料率体系となっています。

保証料率決定スキーム



信用保証料②

信用保証料の計算

信用保証料は貸付金額、保証期間、保証料率、分割係数に基づき、一定の計算式により算出されます。
 なお、保証期間は、最終返済日が確定している保証(根保証等)は「日単位」、それ以外の保証は「月単位」で算出します。

※算出された保証料に円位未満の端数が生じたときは切捨てます。また保証料を複数の計算式により算出し合算する場合も、それぞれ円位未満の端数を切捨てた上、合算します。

【計算式 一括返済の場合(根保証を含む)】※月単位の場合

$$\text{信用保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12}$$

【計算例】

貸付金額 1,000万円、保証期間 12カ月
 保証料率 1.15%
 $1,000\text{万円} \times 1.15\% \times 12 \div 12 = 115,000\text{円}$

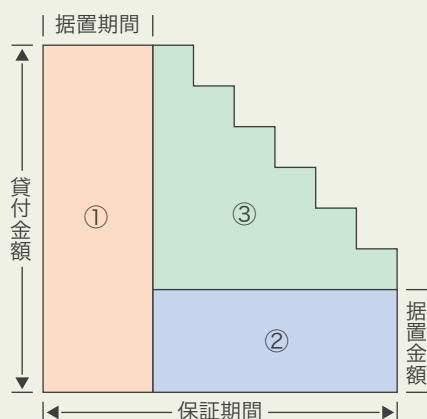
【計算式 分割返済の場合】※月単位の場合

$$\text{信用保証料} = \text{①} + \text{②} + \text{③}$$

$$\text{① 据置期間部分の信用保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{据置期間(月)}}{12}$$

$$\text{② 据置金額部分の信用保証料} = \text{据置金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間(月)} - \text{据置期間(月)}}{12}$$

$$\text{③ 分割返済部分の信用保証料} = (\text{貸付金額} - \text{据置金額}) \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間(月)} - \text{据置期間(月)}}{12} \times \text{分割係数}$$



【計算例】

貸付金額 1,000万円、保証期間 12カ月のうち6カ月据置
 毎月100万円の均等分割返済(5回)、残額500万円期日一括払
 保証料率 1.15%
 ① $1,000\text{万円} \times 1.15\% \times 6 \div 12 = 57,500\text{円}$
 ② $400\text{万円} \times 1.15\% \times (12 - 6) \div 12 = 23,000\text{円}$
 ③ $(1,000\text{万円} - 400\text{万円}) \times 1.15\% \times (12 - 6) \div 12 \times 0.70 = 24,150\text{円}$
 ① + ② + ③ = 104,650円

分割係数表

返済回数	均等分割返済	不均等分割返済
2回以上6回以下	0.70	0.77
7回以上12回以下	0.65	0.72
13回以上24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

※分割係数とは、分割返済の場合の信用保証料を算出する際に、返済回数に応じたより実質的な信用保証料を算出するための数値です。

条件変更保証料の計算

条件変更保証料は次の方法により計算します(日割計算)。

①保証期限内の条件変更

条件変更保証料=変更後条件による信用保証料-控除計算額(未経過保証料)+未収保証料

②保証期限後の条件変更

条件変更保証料=変更後条件による信用保証料+期限経過後保証料+未収保証料

未経過保証料の計算式

未経過保証料とは、既収保証料のうち条件変更の承諾日(変更承諾日)の翌日から変更前の保証期限まで(未経過期間)にかかる信用保証料をいい、未経過期間の返済方法に応じた未経過率等を用いて、次の方法により計算します。

未経過保証料=既収保証料×未経過率

未経過率

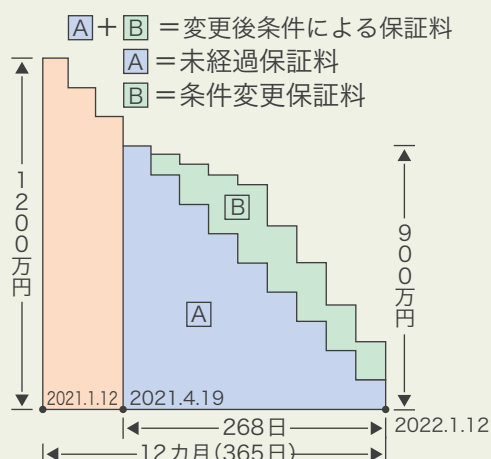
一括返済(根保証を含む)の場合	未経過率=未経過期間÷当初保証期間
分割返済の場合	未経過率=(未経過期間÷当初保証期間) ²

【条件変更保証料の計算例(あくまで一例です)】

例1)保証期限内に返済方法を変更する場合

当初保証条件	
貸付金額	12,000,000円
貸付日	2021.1.12
保証期限	2022.1.12
保証期間	12カ月(365日)
返済方法	2021.2から2021.12まで毎月12日に1,000,000円、残額1,000,000円期日返済
保証料率	1.15%

変更後条件	
変更後金額	9,000,000円
変更承諾日	2021.4.19
変更後期限	2022.1.12
変更後保証期間	268日
返済方法	2021.5から2021.8まで毎月12日に500,000円、2021.9から2021.12まで毎月12日に1,600,000円、残額600,000円期日返済
保証料率	1.15%



【計算例】

既収保証料 89,700円

●未経過保証料 A = 既収保証料 × 未経過率
 $89,700円 \times (268日 \div 365日)^2 = 48,358円 \dots ①$

●変更後条件による保証料 $A + B$ =
 変更後金額 × $\frac{\text{保証料率} \times \text{変更後保証期間(日)}}{365}$ × 分割係数
 $9,000,000円 \times \frac{1.15\% \times 268日}{365} \times 0.72 = 54,716円 \dots ②$

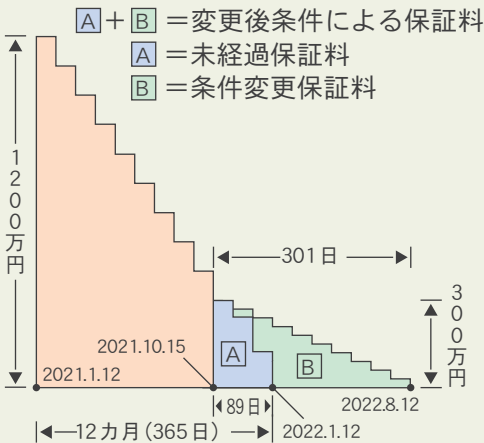
●条件変更保証料 B = ② - ①
 $54,716円 - 48,358円 = 6,358円$

※不均等返済用の分割係数を適用しています。

信用保証料③

例2)保証期限を超えて返済方法と保証期限を変更する場合

当初保証条件		変更後条件	
貸付金額	12,000,000円	変更後金額	3,000,000円
貸付日	2021.1.12	変更承諾日	2021.10.15
保証期限	2022.1.12	変更後期限	2022.8.12
保証期間	12カ月(365日)	変更後保証期間	301日
返済方法	2021.2から2021.12まで 毎月12日に1,000,000円、 残額1,000,000円期日返済	返済方法	2021.11から2022.7まで 毎月12日に300,000円、 残額300,000円期日返済
保証料率	1.15%	保証料率	1.15%



【計算例】
既収保証料 89,700円
●未経過保証料 A = 既収保証料 × 未経過率
89,700円 × (89日 ÷ 365日)² = 5,333円…①
●変更後条件による保証料 A + B =
変更後金額 × 保証料率 × 変更後保証期間(日) ÷ 365 × 分割係数
3,000,000円 × 1.15% × 301日 ÷ 365 × 0.65 = 18,492円…②
●条件変更保証料 B = ② - ①
18,492円 - 5,333円 = 13,159円

信用保証料の分割支払

信用保証料は一括支払の他、保証期間が2年を超える場合(当座貸越根保証、カードローン根保証は保証期間が1年を超える場合)は、申し出により以下の分割徴収基準表に基づき分割支払ができます。

(単位: %)

分割徴収
基準表

回数	保証期間	回次														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
2	2年超4年以下	75	25													
3	4年超6年以下	60	30	10												
4	6年超8年以下	45	35	15	5											
5	8年超10年以下	35	30	20	10	5										
6	10年超12年以下	30	20	20	15	10	5									
7	12年超14年以下	25	20	20	15	10	5	5								
8	14年超16年以下	20	20	15	15	10	10	5	5							
9	16年超18年以下	20	20	15	15	10	5	5	5	5						
10	18年超20年以下	20	20	15	15	10	5	5	5	3	2					
11	20年超22年以下	15	15	15	10	10	10	10	5	5	3	2				
12	22年超24年以下	15	15	15	10	10	10	5	5	5	3	3	2			
13	24年超26年以下	15	15	15	10	10	5	5	5	5	5	3	2			
14	26年超28年以下	15	15	10	10	10	5	5	5	5	5	5	3	2		
15	28年超30年以下	15	15	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	3	2	
2	当座貸越 カードローン	50	50													

※第1回目の保証料は、貸付実行時にお支払いいただきます。第2回目以降の保証料については、1か年毎のお支払いとなります。

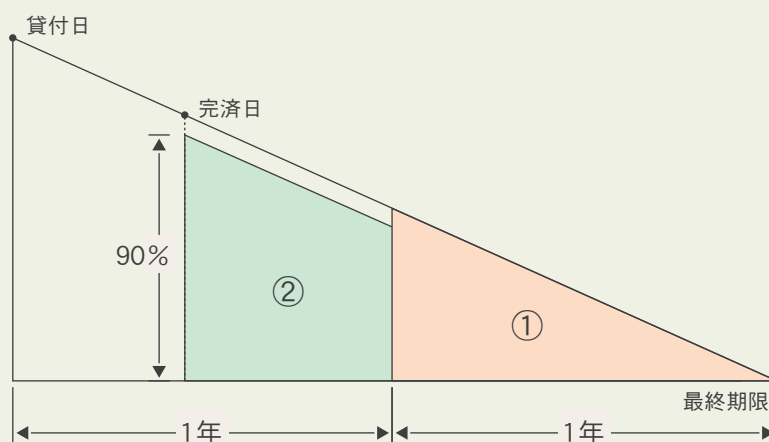
信用保証料の返戻(返戻保証料)

保証期限前に借入金を完済した場合は、信用保証料の一部を返戻しています。
返戻は次の①と②の合計金額です(ただし、1,000円以下は返戻しません)。

【計算式】

返戻保証料＝①＋②

- ①貸付実行日から起算して、保証期間を1年ごとの期間に区分し、完済日の属する期間(1年間)までを除いた未経過期間(年単位)にかかる信用保証料
- ②完済日の属する期間(1年間)については、完済した日までを除いた未経過期間にかかる信用保証料の90%



【計算例】

貸付金額 1,000万円、保証期間 24ヵ月(730日)、均等分割返済、保証料率 1.15%、当初保証料 138,000円、270日目に完済

$$\textcircled{1} 138,000 \text{円} \times \left(\frac{365 \text{日}}{730 \text{日}} \right)^2 = 34,500 \text{円}$$

$$\textcircled{2} \{ 138,000 \text{円} \times \left(\frac{365 \text{日} + 95 \text{日}}{730 \text{日}} \right)^2 - 34,500 \text{円} \} \times 90\% = 18,266 \text{円 (円未満切り捨て)}$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = \mathbf{52,766 \text{円}}$$

保証制度における コロナ禍への対応と重点課題への取組み

兵庫県信用保証協会では、新型コロナウイルスの影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰りの安定を図るための保証制度やポストコロナ社会において発生する課題の解決を支援するための保証制度をご用意しています。

対象となる方	目 的	課 題	保証制度
新型コロナウイルスの影響を受けた事業者の方	新型コロナウイルスの影響により、売上減少した中小企業・小規模事業者の皆さまに対し、資金繰りの安定を図るため支援を行います。	売上減少	伴走支援型特別保証制度
			兵庫県融資制度「伴走型経営支援特別貸付」
			セーフティネット保証（経営安定関連保証）
			危機関連保証
			兵庫県融資制度「経営安定資金」
課題解決等に取り組む事業者の方	ポストコロナ社会において発生する課題の解決に前向きに対応する中小企業・小規模事業者の皆さまに対する支援を行います。	経営健全化（改善、再生等）	経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（感染症対応型））
			経営改善借換保証「ぜんしん」
			短期継続保証「たんけい」
		創業・再チャレンジ	創業関連保証
			再挑戦支援保証
			兵庫県融資制度「開業資金」
			地域活力向上保証「ふるさと」
		事業承継	事業承継特別保証制度
			経営承継借換関連保証
			兵庫県融資制度「事業承継支援貸付」
			事業承継・M&A保証「リレー」
		生産性向上事業再構築	兵庫県融資制度「事業展開融資」※立地資金は除く
			ひょうご発展支援保証「リードα」
			事業性評価保証「タッグ」
			技術・経営力発展保証「スター」
			事前審査型保証 （金融機関提携保証「飛躍（ひやく）」 「ひやくライト」、兵庫県融資制度「経営活性化資金」

経営者保証ガイドラインに基づく経営者保証を不要とする保証

※上表の兵庫県融資制度の詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください。

制度の特長

・新型コロナウイルスの影響を受けた方の資金繰り支援に加え、金融機関による継続的な伴走支援により、経営の安定や生産性等の向上を支援。
 ・売上減少要件(前年同期比15%以上)や経営行動計画の策定などの一定の要件がある。
 ・低保証料率(国が保証料の一部を補助)で最大4,000万円までの調達が可能。
 ・「伴走型経営支援特別貸付」を利用すると、低金利・低保証料率(国・県が保証料の一部を補助)で最大6,000万円までの調達が可能(4,000万円を超える場合は全額本融資制度を併用することが条件)。

・突発的な災害や全国的な不況等で売上等が減少し、経営の安定に支障が生じている方の資金調達を支援。 ・通常の保険とは別枠を利用。
【セーフティネット保証4号】 **【セーフティネット保証5号】**
 ・売上高等減少率20%以上 ・対象となる事由、指定期間・地域の要件がある。 ・売上高等減少率5%以上 ・指定業種の要件がある。

・突発的に生じた大規模な経済危機等により著しい信用収縮が生じた方の資金調達を支援。
 ・通常の保険およびセーフティネット保証の枠とは別枠を利用。 ・売上高等減少率15%以上

・売上減少等、経営の安定に必要な資金を低金利で調達することが可能。
 ・セーフティネット保証および危機関連保証と併用することが可能。 ・制度例：「経営円滑化貸付」等

・事業再生計画等に従って、経営改善に取り組む方を支援。
 ・一部、国による保証料補助を実施。 ・通常の保険とは別枠を利用。

・あらゆる保証制度を長期で借換することで資金繰りの安定を図り、経営改善を支援。 ・保証期間最長20年
 ・プロパー融資(信用保証協会の保証を付さない融資)があるもしくは、本保証と同時実行が要件。

・短期一括資金の継続利用により、毎月の返済負担が軽減され、資金繰りの安定や新たな事業展開等を支援。
 ・限度額5,000万円で1企業1口限り利用可能。 ・最大4回までの継続更新が繰り返し可能。

・創業をお考えの方や創業間もない方の資金調達を支援。 ・保証料率年0.60%(女性、若者、シニアの方は年0.50%)と低コストで資金調達が可能。
 ・経営状況の悪化により事業の廃止や法人の解散を経験されてから5年経過する前に申込される方は、再挑戦支援保証の利用が可能。

・創業関連保証と再挑戦支援保証との併用が可能。 ・低金利で資金調達が可能。

・県外から県内に移住して創業する方や移転・事業所増設する方の創業・事業発展を支援。
 ・保証料率平均25%割引。 ・創業関連保証との併用が可能。

・事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす場合に、経営者を含め連帯保証人を徴求せず、事業承継の促進を支援。
 ・経営者保証コーディネーターの確認があった場合、保証料率を大幅に引き下げ。 ・プロパー融資の借換が可能。

・経営承継を予定している会社で、経営者保証を提供している金融機関からの借入について経営者保証を不要とする融資に借り換えを行うことにより、事業承継の促進を支援。
 ・経営者保証コーディネーターの確認があった場合、保証料率を大幅に引き下げ。 ・プロパー融資の借換が可能。 ・経済産業大臣の認定要。

・事業承継特別保証制度および経営承継借換関連保証等との併用が可能。 ・低金利で資金調達が可能。

・事業承継にかかる多様な資金需要に対応し、円滑な事業承継を支援。 ・保証料率平均20%割引。 ・保証期間最長20年。

・新分野進出資金や設備投資資金等、様々な制度により、事業展開を支援。 ・低金利で資金調達が可能。
 ・保証料率20%割引。 ※保証料割引の対象とならない場合がございますので、詳細は各事業所・支所までお問い合わせください。
 ・制度例：「第二創業貸付」「事業応援貸付」「経営革新貸付」「新技術・新事業創造貸付」「設備投資促進貸付」等

・多様化する資金ニーズに対し、無担保で大口の資金調達を支援。 ・保証料率20%割引。 ・保証期間最長10年で一括返済も可能。
 ・「経営者保証不要プラン」の要件を満たせば、連帯保証人不要。

・事業内容や成長性等を評価し、更なる事業の発展を支援。 ・保証料率平均20%割引。 ・保証期間最長15年。

・技術力、経営力が評価される方の更なる事業の発展を支援。 ・保証料率平均20%割引。
 ・技術・経営力評価報告書や事業継続計画書(BCP)等、関係機関の認定を受けた資料が必要。

・一定の審査基準に該当する方の資金ニーズに対し、迅速に無担保で支援。
【金融機関提携保証「飛躍(ひやく)」】 **【金融機関提携保証「ひやくライト」】** **【兵庫県融資制度「経営活性化資金」】**
 ・融資限度額：1億5,000万円 ・融資限度額：5,000万円 ・融資限度額：5,000万円
 ・一定の要件を満たす法人が対象 ・一定の要件を満たす法人および個人事業者が対象 ・一定の要件を満たす法人および個人事業者が対象
 ※組合、特定非営利活動法人(NPO法人)、社会福祉法人は除く。

主な保証制度①

このような方に	制 度	対 象																										
創業を お考えの方、 創業して 間もない方に	創業関連保証	新規に県内で開業する方で、次の①～⑥のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、1か月以内に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、2か月以内に会社を設立する方 ③事業を営んでいない個人が事業を開始し、5年を経過していない方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 ⑤分社化を計画する会社 ⑥設立後5年未満の分社化された会社																										
	地域活力向上保証 「ふるさと」	対象者1：創業者（創業前） ①兵庫県外に居住しており、兵庫県内で個人事業を創業する方または法人を設立して兵庫県内で創業する方 ②保証申込前3年以内に兵庫県外から兵庫県内に移住しており、兵庫県内で個人事業を創業する方または法人を設立して兵庫県内で創業する方 ③兵庫県内の「地域おこし協力隊」の隊員で、活動期間の最終年次または終了翌年に兵庫県内で個人事業を創業する方または法人を設立して兵庫県内で創業する方 対象者2：創業者（創業後） ①兵庫県外に居住中に兵庫県内で個人事業を創業後または法人を設立して兵庫県内で創業後、1年以内の方 ②保証申込前3年以内に兵庫県外から兵庫県内に移住し、兵庫県内で個人事業を創業後または法人を設立して兵庫県内で創業後、1年以内の方 ③兵庫県内の「地域おこし協力隊」の隊員で、活動期間の最終年次または終了翌年に兵庫県内で個人事業を創業後または法人を設立して兵庫県内で創業後、1年以内の方 対象者3：中小企業・小規模事業者 ①兵庫県外のみ事業所を有しており、1年以内に兵庫県内に事業所を増設または移転する方 ②従前は兵庫県外のみ事業所を有しており、兵庫県内に事業所を増設または移転後、1年以内の方																										
小規模 事業者の方に	小口零細企業保証	次の要件①②のいずれかに該当する方 ①常時使用する従業員（組合員）数が20人以下の個人、会社、医業を主たる業種とする法人、協業組合、企業組合（商業、サービス業*を営む個人、会社は従業員5人以下）※宿泊業、娯楽業および旅行業は20人以下 ②事業協同小组合、または組合員の3分の2以上が保証対象業種を営む事業協同小组合																										
	小規模企業 支援型保証 「エール」	次の要件①から④に該当し、法人の場合は⑤および⑥、個人の場合は⑦および⑧に該当する方（組合、特定非営利活動法人（NPO法人）は除く） ①引き続き1年以上事業を営んでいること ②保証対象業種を営み、許認可等を必要とする業種は当該許認可等を取っていること ③常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業*は5人）以下であること ※宿泊業、娯楽業および旅行業は20人以下 ④当協会の保証利用実績がある、または取扱金融機関との与信取引が6ヵ月以上あること 【法人の場合】 ⑤保証申込直前期決算（12ヵ月）において、売上金額が1億5,000万円以下であり、経常利益（経常損失）と減価償却費を合算した金額が（当該申込を含めた）本制度利用金額の10%以上を計上しているもの ⑥債務超過でないこと 【個人の場合】 ⑦保証申込直前期決算（12ヵ月）において、売上金額が1億5,000万円以下であり、所得金額（所得損失）と減価償却費を合算した金額が（当該申込を含めた）本制度利用金額の10%以上を計上しているもの ⑧申告の種類は青色・白色を問わず、確定申告書で売上金額が把握できること																										
更なる 事業の発展を 目指す方に	事業性評価保証 「タッグ」	金融機関が事業性評価を行い、継続して支援する方針である中小企業・小規模事業者																										
	技術・経営力 発展保証 「スター」	次のいずれかに該当する方 ①（公財）ひょうご産業活性化センターが実施する「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」による評価を受け、その総合評価（全体評価）が2（フラット）以上であること ②兵庫県が実施する「ひょうごオンリーワン企業等認定・支援事業」において、「オンリーワンを目指す企業」に認定されていること ③（公財）兵庫県勤労福祉協会（ひょうご仕事と生活センター）より、「ひょうご仕事と生活の調和推進企業」に認定されていること ④日本健康会議から「健康経営優良法人認定制度」に基づく認定を受けていること ⑤次のいずれかの事業継続計画（以下「BCP」という。）を策定していること ア.中小企業庁が公開している「中小企業BCP策定運用指針」に準じたもの。ただし、同指針のうち、対象は基本、中級、上級コースとする（入門コースは対象外）。 イ.兵庫県中小企業団体中央会が策定を支援し、推薦するBCP ウ.国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン（内閣官房）に基づく「国土強靱化貢献団体の認証（レジリエンス認証）」を取得したBCP																										
	短期継続保証 「たんけい」	1期以上の決算（確定申告）を行っている方 ※原則として、1企業1口限り利用可能とする。また、大口短期継続保証「たんけいプレミアム」との併用は不可。																										
ひょうご発展 支援保証「リードα」		次のすべての要件に該当する株式会社（特例有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社、医療法人 ①引き続き2年以上事業を営んでいること ②確定申告書（決算書）の写しを直近2期分（各決算は1期を12ヵ月とする）提出できること ③取扱金融機関と与信取引があり、取扱金融機関の推薦があること ④直近の決算において、右表の基準①～③のいずれかに該当していること。（ただし、ロおよびハについては、それぞれの項目に対し、いずれか1項目該当すること）																										
		<table><tr><th></th><th>項 目</th><th>基準①</th><th>基準②</th><th>基準③</th></tr><tr><td rowspan="2">イ</td><td>純資産額</td><td>5,000万円以上 3億円未満</td><td>3億円以上 5億円未満</td><td>5億円以上</td></tr><tr><td>自己資本比率</td><td>20%以上</td><td>20%以上</td><td>15%以上</td></tr><tr><td rowspan="2">ロ</td><td>純資産倍率</td><td>2.0倍以上</td><td>1.5倍以上</td><td>1.5倍以上</td></tr><tr><td>使用総資本事業利益率</td><td>10%以上</td><td>10%以上</td><td>5%以上</td></tr><tr><td rowspan="2">ハ</td><td>インタレスト・カバレッジ・レシオ</td><td>2.0倍以上</td><td>1.5倍以上</td><td>1.0倍以上</td></tr></table>		項 目	基準①	基準②	基準③	イ	純資産額	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	ロ	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	ハ	インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上
	項 目	基準①	基準②	基準③																								
イ	純資産額	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上																								
	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上																								
ロ	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上																								
	使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上																								
ハ	インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上																								

●主な要件のみを掲載しており、これ以外にも要件等がある場合があります。各制度の詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください

※ご利用には審査がありますので、ご希望に沿えない場合もあります。
(令和3年6月現在)

限度額()内は組合の場合	資金使途	期 間	連帯保証人	担 保	保 証 料 率
2,000万円	運転・設備	10年以内 (うち据置1年以内)	原則、法人の代表者のみ	不要	責任共有外保証料率： 0.60% (※1) または 0.50% (※2) (※1) 創業割引が適用され、通常の保証料率より 40%割引 (1.00%→0.60%) (※2) 女性、若者、シニアの創業者の方は、創業割引 (女性、若者、シニア割引)が適用され、通常の 保証料率より50%割引 (1.00%→0.50%)
2億8,000万円 (4億8,000万円)				必要に応じ 徴求	責任共有保証料率： 0.31～1.47% (BSなし0.88%) ※通常の保証料率より平均25%割引
2,000万円 (既保証付融資残高を含む)		7年以内 (うち据置6ヵ月以内)		原則として 不要	責任共有外保証料率： 0.50～2.20% (BSなし1.35%)
2,000万円		運転：7年以内 (うち据置6ヵ月以内) 設備：10年以内 (うち据置6ヵ月以内)	法人の代表者のみ	不要	責任共有保証料率： 0.45～1.90% (BSなし1.15%) 責任共有外保証料率： 0.50～2.20% (BSなし1.35%)
2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転	15年以内 (うち据置2年以内)	原則、法人の代表者のみ	必要に応じ 徴求	責任共有保証料率：0.31～1.70% (BSなし0.92%) ※通常の保証料率より平均20%割引
		10年以内 (うち据置1年以内)			
5,000万円		1年 ※最大4回までの継続 更新が繰り返し可能			【初回保証利用時(既に4回継続更新を行っている 本保証または「たんけいプレミアム」の借換時を含む) または1回目の継続更新時】 責任共有保証料率：0.45～1.90% (BSなし1.15%) 【2回目以降の継続更新時】 別に定める※保証制度のご案内等を参照してください。
2億8,000万円		10年以内 (据置期間に制限なし)			責任共有保証料率：0.36～1.52% ※通常の保証料率より20%割引

(お問い合わせ先はP77をご覧ください)。

保証業務の流れ

信用保証の利用について

責任共有制度について

信用保証料

保証制度におけるコロナ禍への
対応と重点課題への取組み

主な保証制度

主な兵庫県融資制度

信用保証トビックス

主な保証制度②

このような方に	制 度	対 象																								
更なる 事業の発展を 目指す方に	財務要件型 無保証人保証	直近の決算において、右表の基準①～③のいずれかに該当している法人。ただし、口およびハについては、それぞれの項目に対し、いずれか1項目該当すること。 <table><tr><th></th><th>項 目</th><th>基準①</th><th>基準②</th><th>基準③</th></tr><tr><td>イ</td><td>純資産額</td><td>5,000万円以上 3億円未満</td><td>3億円以上 5億円未満</td><td>5億円以上</td></tr><tr><td rowspan="2">ロ</td><td>自己資本比率</td><td>20%以上</td><td>20%以上</td><td>15%以上</td></tr><tr><td>純資産倍率</td><td>2.0倍以上</td><td>1.5倍以上</td><td>1.5倍以上</td></tr><tr><td>ハ</td><td>使用総資本事業利益率 インタレスト・カバレッジ・レシオ</td><td>10%以上 2.0倍以上</td><td>10%以上 1.5倍以上</td><td>5%以上 1.0倍以上</td></tr></table>		項 目	基準①	基準②	基準③	イ	純資産額	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上	ロ	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	ハ	使用総資本事業利益率 インタレスト・カバレッジ・レシオ	10%以上 2.0倍以上	10%以上 1.5倍以上	5%以上 1.0倍以上
		項 目	基準①	基準②	基準③																					
	イ	純資産額	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上																					
ロ	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上																						
	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上																						
ハ	使用総資本事業利益率 インタレスト・カバレッジ・レシオ	10%以上 2.0倍以上	10%以上 1.5倍以上	5%以上 1.0倍以上																						
流動資産担保 融資保証	国内事業者に対する売掛債権または棚卸資産を保有する方。ただし、棚卸資産を担保とする場合は法人に限る。																									
特定社債保証	株式会社(特例有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社で、経済産業省令で定める右記要件のうち、直近の決算において、基準①～③のいずれかに該当している中小企業者。ただし、口およびハについては、それぞれの項目に対し、いずれか1項目該当すること。 <table><tr><th></th><th>項 目</th><th>基準①</th><th>基準②</th><th>基準③</th></tr><tr><td>イ</td><td>純資産額</td><td>5,000万円以上 3億円未満</td><td>3億円以上 5億円未満</td><td>5億円以上</td></tr><tr><td rowspan="2">ロ</td><td>自己資本比率</td><td>20%以上</td><td>20%以上</td><td>15%以上</td></tr><tr><td>純資産倍率</td><td>2.0倍以上</td><td>1.5倍以上</td><td>1.5倍以上</td></tr><tr><td>ハ</td><td>使用総資本事業利益率 インタレスト・カバレッジ・レシオ</td><td>10%以上 2.0倍以上</td><td>10%以上 1.5倍以上</td><td>5%以上 1.0倍以上</td></tr></table>		項 目	基準①	基準②	基準③	イ	純資産額	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上	ロ	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	ハ	使用総資本事業利益率 インタレスト・カバレッジ・レシオ	10%以上 2.0倍以上	10%以上 1.5倍以上	5%以上 1.0倍以上	
	項 目	基準①	基準②	基準③																						
イ	純資産額	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上																						
ロ	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上																						
	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上																						
ハ	使用総資本事業利益率 インタレスト・カバレッジ・レシオ	10%以上 2.0倍以上	10%以上 1.5倍以上	5%以上 1.0倍以上																						
スピーディー な資金調達に	金融機関提携保証 「飛躍(ひやく)」	当協会が定める保証対象要件および審査基準に該当し、次のすべての要件に該当する法人(会社(株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社)、士業法人、医療法人) ①引き続き2年以上事業を営んでいること ②確定申告書(決算書)の写しを直近2期分(各決算は1期を12ヵ月とする)提出できること ③取扱金融機関との取引等が次のいずれかに該当すること ア.与信取引が1年以上ある(信用保証協会の保証を付した融資取引のみは除く) イ.申込時において、信用保証協会の保証を付さない融資残高がある ウ.本保証と同時に信用保証協会の保証を付さない融資を行う																								
	金融機関提携保証 「ひやくライト」	当協会が定める保証対象要件および審査基準に該当し、次のすべての要件に該当する法人(会社(株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社)、士業法人、医療法人)および個人事業者 ①引き続き2年以上事業を営んでいること ②確定申告書(決算書)※の写しを直近2期分(各決算は1期を12ヵ月とする)提出できること ※個人事業者の場合は、青色申告で貸借対照表の添付があること ③取扱金融機関との取引等が次のいずれかに該当すること ア.与信取引が1年以上ある(信用保証協会の保証を付した融資取引のみは除く) イ.申込時において、信用保証協会の保証を付さない融資残高がある ウ.本保証と同時に信用保証協会の保証を付さない融資を行う																								
極度を 設定した タイムリーな 資金調達に	当座貸越(貸付専用型) 根保証	次のすべての要件に該当する方(組合は企業組合、協業組合のみが対象) 【法人の場合】 ①同一事業歴が3年以上あり、2期以上の決算を行っていること ②申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上あること ③中小企業信用リスク情報データベース(CRD)に基づくスコアリング、または、協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が基準以上であること 【個人の場合】 ①同一事業歴が3年以上あり、2期以上の確定申告を行っていること ②申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上あること ③次のア～ウのいずれかに該当すること ア.中小企業信用リスク情報データベース(CRD)に基づくスコアリング、または、協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が基準以上であること イ.確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を300万円以上計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有していること ウ.確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を100万円以上計上し、不動産等物的担保の提供があること																								
	財務要件型無保証人・ 当座貸越根保証	直近の決算において、右表の基準①～③のいずれかに該当している方。ただし、口およびハについては、それぞれの項目に対し、いずれか1項目該当すること。 <table><tr><th></th><th>項 目</th><th>基準①</th><th>基準②</th><th>基準③</th></tr><tr><td>イ</td><td>純資産額</td><td>5,000万円以上 3億円未満</td><td>3億円以上 5億円未満</td><td>5億円以上</td></tr><tr><td rowspan="2">ロ</td><td>自己資本比率</td><td>20%以上</td><td>20%以上</td><td>15%以上</td></tr><tr><td>純資産倍率</td><td>2.0倍以上</td><td>1.5倍以上</td><td>1.5倍以上</td></tr><tr><td>ハ</td><td>使用総資本事業利益率 インタレスト・カバレッジ・レシオ</td><td>10%以上 2.0倍以上</td><td>10%以上 1.5倍以上</td><td>5%以上 1.0倍以上</td></tr></table>		項 目	基準①	基準②	基準③	イ	純資産額	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上	ロ	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	ハ	使用総資本事業利益率 インタレスト・カバレッジ・レシオ	10%以上 2.0倍以上	10%以上 1.5倍以上	5%以上 1.0倍以上
		項 目	基準①	基準②	基準③																					
イ	純資産額	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上																						
ロ	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上																						
	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上																						
ハ	使用総資本事業利益率 インタレスト・カバレッジ・レシオ	10%以上 2.0倍以上	10%以上 1.5倍以上	5%以上 1.0倍以上																						
事業者カードローン 当座貸越根保証	次のすべての要件に該当する方(組合は企業組合、協業組合のみが対象) 【法人の場合】 ①同一事業歴が3年以上あり、2期以上の決算を行っていること ②申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上あること ③中小企業信用リスク情報データベース(CRD)に基づくスコアリング、または、協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が基準以上であること 【個人の場合】 ①同一事業歴が3年以上あり、2期以上の確定申告を行っていること ②申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上あること ③次のア、イのいずれかに該当すること ア.中小企業信用リスク情報データベース(CRD)に基づくスコアリング、または、協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が基準以上であること イ.確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有していること																									

●主要要件のみを掲載しており、これ以外にも要件等がある場合があります。各制度の詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください

※ご利用には審査がありますので、ご希望に沿えない場合もあります。
(令和3年6月現在)

	限度額（ ）内は組合の場合	資金使途	期 間	連帯保証人	担 保	保 証 料 率
	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転・設備	一括返済：2年以内 分割返済：7年以内 (うち据置1年以内)	不要	必要に応じ 徴求	責任共有保証料率：0.45～1.90％
	2億円		1年間 (個別保証は1年以内)	法人の代表者のみ	売掛債権、 棚卸資産	責任共有保証料率：0.68％
	4億5,000万円 ただし、他の保証 (経営安定関連保証等を除く) との合計で5億円以内		2年から7年までの 1年単位	不要	原則として、 保証金額 2億円 (発行額 2億5,000 万円)超の 場合は必要	責任共有保証料率：0.45～1.90％
	1億5,000万円 ただし、「じんそく(廃止制度)」、 「スーパーじんそく(廃止制度)」 および「飛躍(ひやく)」の融資 残高合計が1億5,000万円を超え ない範囲		10年以内 (うち据置1年以内)	法人の代表者のみ	不要	
	5,000万円					
	2億8,000万円 (原則として100万円単位)		1年間または2年間 (年単位)	原則、法人の代表者のみ	原則として 保証金額が 5,000万円 以下は不要、 5,000万円 超の場合は 担保が必要	責任共有保証料率： 0.39～1.62％(BSなし0.98％)
	8,000万円			不要	不要	責任共有保証料率：0.39～1.62％
	2,000万円 (原則として100万円単位)			原則、法人の代表者のみ	原則として 不要	責任共有保証料率： 0.39～1.62％(BSなし0.98％)

(お問い合わせ先はP77をご覧ください)。

保証業務の流れ

信用保証の利用について

責任共有制度について

信用保証料

保証制度におけるコロナ禍への
対応と重点課題への取り組み

主な保証制度

主な兵庫県融資制度

信用保証トピックス

主な保証制度③

このような方に	制 度	対 象
万が一の備えに	災害時発動型 予約保証「そなえ」	当協会の保証対象要件に該当し、次のいずれかのBCP(事業継続計画)を策定している方 ①中小企業庁が公開している「中小企業BCP策定運用指針」のうち、入門コースを除いた基本、中級、上級コースのいずれかに準じたBCP ②兵庫県中小企業団体中央会が策定を支援し、推薦するBCP ③「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」(内閣官房)に基づく「国土強靱化貢献団体の認証(レジリエンス認証)」を取得したBCP
事業承継時の 資金調達に	事業承継・M&A保証 「リレー」	次の①～③のいずれかに該当する方 ①事業承継計画を策定している、または事業承継後の中小企業・小規模事業者 ②被事業承継会社から発行済議決権株式取得によるM&Aでの事業承継計画を策定している中小企業・小規模事業者 ③事業承継のために設立した持株会社(純粋持株会社、事業持株会社)
	事業承継特別 保証制度	次の(1)または(2)に該当し、かつ、(3)に該当する方 (1)保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施し、事業承継日から3年を経過していない法人 (3)次の①から④の要件を全て満たす法人 ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率*が10倍以内であること ③法人・経営者の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと ※EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債一現預金)÷(営業利益+減価償却費)
	経営承継借換 関連保証	認定*1申請日から3年以内に事業承継(代表者交代等)を予定する認定取得者であって、次の①から④の全ての要件を満たす法人 ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率*2が10倍以内であること ③法人・経営者の分離がなされていること ④返済緩和中でないこと ※1 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号二の規定による経済産業大臣の認定 ※2 EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債一現預金)÷(営業利益+減価償却費)
	特定経営承継 関連保証	経営者の死亡または退任等による経営の承継に伴い、株式または事業用資産の取得など多額の費用を要する事由が生じたことにより、事業活動の継続に支障が生じているとして、経済産業大臣の認定*を受けた中小企業・小規模事業者(以下、「認定中小企業者」という。)の代表者の方 ※中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号の規定による経済産業大臣の認定
資金繰りの 安定を 図りたい方に	経営改善借換保証 「ぜんしん」	次のすべての要件に該当する方 ①当協会の保証付融資残高があること ②申込金融機関との取引等が次のいずれかに該当すること ア.申込時において信用保証協会の保証を付さない融資残高がある イ.本保証と同時に信用保証協会の保証を付さない融資を行う
経済危機時 等に	伴走支援型特別 保証制度	次の①～③のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定した方 ①セーフティネット保証4号の規定による認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る) ②セーフティネット保証5号の規定による認定(売上高等減少率が15%以上のものに限る) ③危機関連保証の規定による認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)
	経営安定関連保証 (セーフティネット 保証)	次の①～⑧に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障が生じており、市町長または特別区長の認定を受けた方 ①大型倒産(再生手続開始申立等)の発生により影響を受ける中小企業者等 ②取引先企業のリストラ等による事業活動の制限により影響を受ける直接・間接取引中小企業者等および近隣等に所在する中小企業者等 ③突発的災害(事故等)により影響を受ける特定の地域の特定の業種に属する事業を営む中小企業者等 ④突発的災害(自然災害等)により影響を受ける特定の地域の中小企業者等 ⑤業況の悪化している業種に属し、売上高等が減少している中小企業者等 ⑥金融機関の破綻により当該金融機関からの借入れが困難になるなど、資金繰りが悪化している中小企業者等 ⑦金融機関の相当程度の経営合理化(支店の削減等)に伴って借入が減少している中小企業者等 ⑧整理回収機構(RCC)に貸付債権が譲渡された中小企業者等のうち、再生の可能性があると認められる中小企業者等
	危機関連保証	売上が減少する等、経営の安定に支障が生じていることについて、本店所在地または事業実態のある事業所の所在地を管轄する市町長の認定を受けた方
経営の改善 発達を 目指す方に	経営力強化保証	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および金融機関への進捗報告を行う方
	経営改善サポート 保証(事業再生計画 実施関連保証(感染 症対応型))	中小企業再生支援協議会等の支援や経営サポート会議における検討により作成した事業再生計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う方(特定非営利活動法人(NPO法人)は除く)
円滑な 撤退支援	自主廃業支援保証	現在事業を行っており、次のすべての要件に該当する方 ①事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択すること ②直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込まれること ③バンクミーティング等(債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人への支援の方向性、内容等を検討する場)により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の報告を行うこと

●主要要件のみを掲載しており、これ以外にも要件等がある場合があります。各制度の詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください

※ご利用には審査がありますので、ご希望に沿えない場合もあります。
(令和3年6月現在)

限度額()内は組合の場合	資金使途	期 間	連帯保証人	担 保	保 証 料 率
2億8,000万円(4億8,000万円) ※BCP(事業継続計画)に基づく 金額とする ※本申込時には利用できる 保証の空き枠の範囲内とする	運転・設備	[予約期間] 予約決定日から1年間	原則、法人の代表者のみ		事前予約時：保証料は不要 本 申 込 時：利用する保証に応じた保証料が必要
2億8,000万円		20年以内 (うち据置2年以内)			責任共有保証料率： 0.31～1.70% (BSなし0.92%) ※通常の保証料率より平均20%割引
2億8,000万円 (4億8,000万円)	別に定める ※保証制度の ご案内等を 参照して ください。	10年以内 (うち据置1年以内)	不要		①経営者保証コーディネーターの確認がない場合 責任共有保証料率：0.45～1.90% ②経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合 責任共有保証料率：0.20～1.15%
2億8,000万円		運転資金：10年以内 (うち据置1年以内) 設備資金：15年以内 (うち据置1年以内)	原則として、認定中小企業者 以外は不要		
2億8,000万円 (4億8,000万円)		20年以内 (うち据置3年以内)	原則、法人の代表者のみ	必要に応じ 徴 求	責任共有保証料率： 0.45～1.90% (BSなし1.15%)
4,000万円		10年以内 (うち据置5年以内)	原則、法人の代表者のみ (経営者保証免除対応を適用 する場合、不要)		年0.85% (経営者保証免除対応を適用する場合は1.05%) ※ただし、国による保証料補助により、事業者の 皆さまの当初保証料の負担は一律年0.20%相当額 となります
2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転・設備	10年以内	原則、法人の代表者のみ		責任共有保証料率：0.80% (左記対象の⑤、⑦、⑧に該当する方) 責任共有外保証料率：0.90% (左記対象の①～④、⑥に該当する方)
		10年以内 (うち据置2年以内)			責任共有外保証料率：0.80%
		[一括返済] 1年以内 [分割返済] 運転5年以内、設備7年 以内(うち据置1年以内)			責任共有保証料率： 0.45～1.75% (BSなし1.15%) 責任共有外保証料率： 0.50～2.00% (BSなし1.35%)
		[一括返済] 1年以内 [分割返済] 15年以内(うち据置 5年以内)	原則、法人の代表者のみ (経営者保証免除対応を適用 する場合、不要)		責任共有制度対象：年0.80% (経営者保証免除対応を適用する場合は年1.00%) 責任共有制度対象外：年1.00% (経営者保証免除対応を適用する場合は年1.20%) ※ただし、国による保証料補助により、事業者の 皆さまの当初保証料の負担は一律年0.20%相当 額となります
3,000万円		1年以内 (かつ、終期は解散 予定日より前)	原則、法人の代表者のみ		責任共有保証料率： 0.45～1.90% (BSなし1.15%)

(お問い合わせ先はP77をご覧ください。)

保証業務の流れ

信用保証の利用について

責任共有制度について

信用保証料

保証制度におけるコロナ禍への
対応と重点課題への取組み

主な保証制度

主な兵庫県融資制度

信用保証トピックス

主な兵庫県融資制度

資金名		申込みのできる方	資金使途	融資条件		
				限度額	利率	融資期間 (据置期間)
新分野進出資金	第二創業貸付	・現在の事業を継続しつつ、異なる新しい分野に進出する方 ※同一事業歴が1年以上必要(現在の事業をやめる場合は3年以上)	運転・設備	1億円	1.10%	10年(2年)
	事業応援貸付	・融資後、概ね2年以内に売上の増加が見込まれるなど、事業展開への各種取り組みを行う方 ・創業又は新分野進出後1年以上5年以内の方で、新事業の発展が見込まれる方				
	経営革新貸付	・経営革新計画の県の認定を受けた方 ・成長期待企業として(公財)ひょうご産業活性化センターの支援決定を受けた方など				
	事業承継支援貸付	・事業承継を予定している方、又は事業承継をした方		2億8,000万円	0.90%	
	海外市場開拓支援貸付	・県内において事業を継続しつつ、同一業種で海外事業に取り組む方		運転1億円 設備3億円		
	新技術・新事業創造貸付	・新技術・新製品の開発を行う方 ・AI、IoT・5G情報通信システム等の先端設備や業務用燃料電池の導入を行う方 ・健康・福祉・シルバー関連産業を営む方など		2億円 (うち運転1億円)		
設備投資資金	設備投資促進貸付	・既存設備の更新を含む設備投資を行う方	設備及びこれに伴う運転	3億円	0.60%	運転 10年(2年) 設備 15年(2年)
	テレワーク・就労環境充実貸付	・雇用する労働者のための社員寮や事業所内保育施設、テレワーク機器の導入など、就労環境充実のための環境整備を行う方	運転・設備			
	防災促進貸付	・BCPに基づき、施設の耐震改修、非常用通信設備の導入、備蓄物資の購入等、防災関連の対策を行う方	設備15億円 運転5,000万円			
観光・商業資金	商店街活性化貸付	・商業施設などの整備を行う商店街振興組合など	設備及びこれに伴う運転	3億円	0.90%	10年(2年)
	空き店舗等再生貸付	・1年以上の事業歴があり、「ひょうご空き店舗情報(公財)ひょうご産業活性化センター)」「空き家バンク(各市町)」に登録されている空き店舗・空き家を拠点として事業を行う方	運転・設備	3,500万円	0.60%	7年(1年)
	観光・にぎわい応援貸付	・観光事業を営む方やレクリエーション施設の整備・運営を行う方 ・レストラン・バーなどの事業を行う方 ----- ・ホテルや旅館の新築又は大規模改修を行う方		3億円 30億円	0.90%	10年(2年) 15年(2年)
	受動喫煙対策整備貸付	・店舗内禁煙化や喫煙室の設置など受動喫煙防止措置を行おうとする方	設備	1か所 1,000万円	0.90%	7年(1年)
	旅館等雇用対策貸付	・旅館業を営む方で、耐震改修工事で休業期間中の雇用維持を図る方	運転		0.15%	
	ユニバーサル資金	ユニバーサル推進貸付	・観光施設のバリアフリー化や、障害者・高齢者等を雇用することに伴う設備改善などを行う方	設備	2億円	0.90%
開業資金	新規開業貸付	・新規に個人で、又は新たに会社を設立して事業を開始する方 ・上記を満たす留資格「経営・管理」の取得見込の外国人等 ・営業開始後1年未満の方(既に他の事業を営む方は対象外)	運転・設備	3,500万円 (うち、経営者保証免除貸付500万円)	0.60%	10年(1年)
	経営者保証免除貸付	・新規開業貸付の要件を満たす法人で、取扱金融機関から当該貸付金額に対する1割以上の金額のプロパー融資を、経営者保証なしで同時に受けられる方				
	再挑戦貸付	・個人事業主又は法人の経営者で、経営状況悪化による事業廃止又は解散をした方で、適正な事業計画により再起業を図る方				2,000万円
立地資金	拠点地区進出貸付	・県(産業立地室)の確認を受け、県が指定した拠点地区に進出し、県内常用雇用者を11人(促進地区は6人)以上雇用する方	設備	100億円 ※融資対象事業費の80%(注1)	0.75%	15年(2年)
	産業団地進出貸付	・県(産業立地室)の確認を受け、県が定める産業団地に土地を購入・賃借し、進出しようとする方		5億円 (特認10億円) ※融資対象事業費の80%(注1)	1.05%	10年(2年)

保証業務の流れ

信用保証の利用について

責任共有制度について

信用保証料

保証制度におけるコロナ禍への
対応と重点課題への取り組み

主な保証制度

主な兵庫県融資制度

信用保証トピックス

※ご利用には審査がありますので、ご希望に沿えない場合もあります。
(令和3年6月現在)

資金名		申込みのできる方		資金使途	融資条件		
					限度額	利率	融資期間 (据置期間)
経営安定資金	経営円滑化貸付	・最近3か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している方など		運転	1億円	0.80%	10年(2年)
	災害対応貸付	・県が指定する災害により、事業所等に被害を受けた方		災害の規模・態様に応じて、被災の都度迅速かつ適切に制度設計を行う。			
	連鎖倒産防止貸付	・国が指定した倒産事業者に対し50万円以上の債権を有する方など		運転	5,000万円	0.80%	7年(1年)
	金融変化対策貸付	・取引先金融機関の破綻・合併などにより資金調達に支障が生じている方				1.50%	
	企業再生貸付	・兵庫県中小企業再生支援協議会、金融機関などによる支援体制が構築され、再生が見込まれる方など		運転・設備	2億円	1.40%	15年(3年)
		・経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証)を利用する方					15年(5年)
	経営力強化貸付	・経営力強化保証を利用し、経営改善や経営力強化に取り組む方		運転・設備	2億 8,000万円	1.00%	運転5年 (1年) 設備7年 (1年) 借換10年 (1年)
借換資金	借換等貸付	・兵庫県中小企業融資制度などの既往借入金の借換により、経営の安定・改善が見込まれる方		県・神戸市 融資制度等 返済資金	1億円		10年(1年)
長期資金		・長期の一般的な運転資金を必要としている方		運転	企業 5,000万円 組合 1億円	1.50%	10年(2年)
短期資金		・短期の一般的な運転資金を必要としている方			3,000万円		1年又は 6カ月
小規模資金	小規模無担保貸付	常時雇用する 従業員が20人 以下の方 (商業・サービス業 (宿泊業・娯楽業・ 旅行業を除く)は 5人以下)	・この資金の申込額を含め、保証協会の保証残高が 4,500万円以下の方	運転・設備	2,500万円	1.40%	7年(6カ月)
	こうべ小規模		・神戸市に主たる事業所がある方 ・保証料は神戸市が2分の1負担		400万円		7年(1年) (設備のみは 1年6カ月)
	無担保・ 無保証人貸付		・この資金の申込額を含め、保証協会の保証残高が 2,000万円以下の方		2,000万円	7年(6カ月)	
	こうべ無担保		・神戸市に主たる事業所がある方 ・保証料は神戸市が2分の1負担		400万円	7年(1年) (設備のみは 1年6カ月)	
	特別小規模貸付		・この資金の申込額を含め、保証協会の保証残高が 2,000万円以下の方		2,000万円	7年(6カ月)	
	こうべおうえん		・神戸市に主たる事業所がある方 ・保証料は神戸市が2分の1負担		400万円	7年(1年) (設備のみは 1年6カ月)	
こうべ若者支援 貸付			・神戸市に主たる事業所がある方 ・営業を開始して5年未満の方 ・40歳未満の方(会社の場合は代表者) ・保証料は神戸市が全額負担		400万円		7年(1年) (設備のみは 1年6カ月)
経営活性化資金		・取扱金融機関と1年以上の与信取引があり、短期間の審査により資金 調達を図ろうとする方			5,000万円 (運転のみは 3,000万円)	金融機関 所定	7年(1年) (運転のみは 5年(6か月))
こうべ挑戦企業 支援貸付		神戸市に主たる 事業所がある方	①事業の拡張や転換を図る方	運転・設備	1億円	0.85%	10年(2年)
			②事業拡大を伴う設備投資により新規雇用した方	設備および これに伴う 運転		0.80%	
			③非正規から正規雇用へ転換した方	運転			7年(2年)
こうべ季節貸付		・神戸市に主たる事業所がある方 ・夏季・冬季・年度末の一時的な運転資金を必要とする方		運転	企業 4,000万円 組合 6,000万円	別途 定める	6カ月

の貸付は神戸市に主たる事業所があり、当該事業にかかる市民税を滞納していない方が利用できます。

※上表制度の利用には別途要件が定められており、認定等を要するものもあります。詳細につきましては別途お問い合わせください。※利率は年度途中で変更する場合があります。

(注1)保証限度額は1企業2億8,000万円、1組合4億8,000万円です。

保証業務の流れ

信用保証の利用について

責任共有制度について

信用保証料

保証制度におけるコロナ禍への対応と重点課題への取り組み

主な保証制度

主な兵庫県融資制度

信用保証トビックス

信用保証トピックス

創業・再チャレンジ保証料割引

～創業、再チャレンジをサポート～

保証料割引により、創業をお考えの方や創業間もない方の円滑な資金調達を支援します。

創業・再チャレンジ保証料割引の支援内容

- ◎創業関連保証、再挑戦支援保証を利用される際の保証料率を40%割引
(女性、35歳未満の方、55歳以上の方は保証料率を50%割引)
- ◎地域活力向上保証「ふるさと」利用時の保証料率を平均25%割引

経営者保証を不要とする保証の取扱い

当協会では、思い切った設備投資や事業拡大ができる環境を整備することを目的として、経営者保証を不要とする保証を推進しています。

「経営者保証を不要とする保証の取扱い」の内容

(対象要件につきましては、保証制度のご案内をご覧ください。)

- 1.金融機関連携型・・・金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い
- 2.財務型・・・・・・・・・一定の財務要件を備えた経営者保証不要の保証制度
- 3.担保充足型・・・・・・十分な保全により経営者保証を不要とする取扱い
- 4.特例型・・・・・・・・・金融機関の支援姿勢等を踏まえた経営者保証を不要とする取扱い

短期継続保証「たんけい」

～短期資金の継続利用が可能～

短期資金による資金調達を継続して保証支援することにより、中小企業・小規模事業者の皆さまの新たな事業展開や業務拡張を後押しする保証商品です。令和3年4月から、繰り返し継続更新が可能となりました。

「たんけい」の特徴

- ◎一括返済の短期資金を1年ごとに更新
- ◎最大4回までの継続更新が繰り返し可能
- ◎2回目以降の継続更新時における直近決算の保証料率区分が初回保証利用時からランクアップしている場合に保証料率を平均20%割引
- ◎既存の「たんけい」及び「たんけいプレミアム(既に4回の継続更新を行っているものに限る)」の借換が可能

兵庫県中小企業融資制度の保証料率割引

～前向きな事業にかかる資金調達をバックアップ～

令和3年度兵庫県中小企業融資制度のうち、事業展開等を支援する以下の融資制度について、保証料率を通常から20%割引しています。

対象となる融資制度

- ◎第二創業貸付、事業応援貸付、経営革新貸付、事業承継支援貸付、海外市場開拓支援貸付、新技術・新事業創造貸付、設備投資促進貸付、テレワーク・就労環境充実貸付、防災促進貸付、商店街活性化貸付、空き店舗等再生貸付、観光・にぎわい応援貸付、受動喫煙対策整備貸付、旅館等雇用対策貸付、ユニバーサル推進貸付、新規開業貸付、新規開業貸付(経営者保証免除貸付)、再挑戦貸付、地球温暖化対策設備等設置資金、最新規制適合車等購入資金



令和2年度における「新型コロナウイルス感染症」に係る取組みについて

令和2年度は新型コロナウイルスの流行と国内初の緊急事態宣言発令に伴い、経済活動は大きな打撃を受けました。資金繰りに支障をきたしている中小企業・小規模事業者の皆さまの支援を行うため、保証料補助や利子補給が受けられる兵庫県中小企業融資制度「新型コロナウイルス感染症対応資金」「新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付」が創設されました（現在は、両制度とも取扱期間は終了しています）。概要は以下のとおりです。

融資制度名	限度額	貸付利率	保証期間	対象者
新型コロナウイルス感染症対応資金	6,000万円	当初3年間0%※ (4年目以降年0.70%) ----- 年0.70%	10年 (据置期間5年以内)	セーフティネット保証(4号、5号)、危機関連保証の認定を取得した中小企業者、個人事業主で一定の条件を満たした方(売上高等の減少幅により、利子・保証料の補助あり)
新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付	5,000万円	年0.70%	10年 (据置期間2年以内)	セーフティネット保証(4号、5号)、危機関連保証の認定を取得した方(借入当初は保証料無料で利用することが可能)

※売上高等の減少要件を満たした場合に適用されます。

また、職員の健康管理を徹底し、業務を適切に遂行するため、現在継続して行っているコロナ禍での取組みに加えて以下の取組みを行いました。

(1) 機構改革及び定期人事異動の延期

保証申込に対応するため、令和2年4月1日に予定していた機構改革及び定期人事異動を延期しました。

(2) 保証業務における事務手続きの簡素化

中小企業・小規模事業者の皆さまの資金需要に迅速に対応するため、保証事務手続きの見直しを行いました。

(3) 業務量が増加した事務所や支所への応援体制の確立

事務所や支所へ他部署から応援職員を派遣し、保証業務に充てることで迅速な処理を図りました。

(4) 本所内の部署配置の変更

感染防止および感染者がいた場合の影響を最小限に留めるため、本所内の部署配置を変更しました。

R3年6月現在、継続実施している制度・取組みについては、「新型コロナウイルス感染症」に係る対応について(P4-5)を参照ください。